

就労時間の下限時間について

1 根拠

保育を必要とする事由のうち、就労時間の下限時間は、1 か月あたり 48 時間から 64 時間までの範囲内で市町村が定めることとされている。なお、新制度施行から 10 年間は、48 時間から 64 時間にかかわらず市町村が定めることができるものとなっている。

子ども・子育て支援事業計画の作成に関し、この下限時間をもとに「量の見込み」・「確保方策」を定めることとなる。

●子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年 6 月 9 日内閣府令第 44 号）

1 月において、48 時間から 64 時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。

施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、「48 時間から 64 時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。

2 二宮町の状況

現在、町では $4 \text{ 時間} \times 16 \text{ 日} = 64 \text{ 時間}$ を下限としている。

●二宮町保育所保育の実施条例運用指針

3 条例第 2 条の各号の保育の実施基準の具体的要件

(1) 居宅外労働（就労予定者を含む）について

居宅外労働とは、日常の家事以外の労働関係であり会社、工場、商店等に通勤し、又は出稼ぎ、行商、農漁業、林業等に従事している場合であり、常態とは 1 日の就労時間が午前から午後にわたって 5 時間以上（実働 4 時間）、1 月の就労日数が 16 日以上で、かつ、月収が保育料の 1.5 倍（最低月収 2 万円）以上であることを原則とする。

(2) 居宅内労働（就労、就業予定者を含む）について

居宅内労働とは、居宅内で販売業、製造業若しくは、飲食業、又は理容業、美容業等のサービス業を行っている場合が該当し、常態とは、3 の (1) に定めるところによる。

3 想定される下限時間

	メリット	デメリット
①64 時間	・現状と同じ基準であり、円滑に移行できる。	
②48 時間	・これまで幼稚園の対象であった方が、保育所も選択できるようになる。	・幼稚園児の減少により、運営に影響する恐れがある。 ・保育園児の増加により、待機が発生する恐れがある。

4 就労時間の下限時間（案）

二宮町において、保育を必要とする就労時間の下限時間は1か月あたり64時間とすることが適当と考えられる。